

認知症対応型共同生活介護（仮称）グループホームアローラⅢ /

小規模多機能型居宅介護（仮称）セルンⅡ

新築工事に伴う入札参加業者の募集について

令和 8年 4月 28日

特定非営利活動法人

NPO 堺市グループホームシステム研究機構

理 事 長 今野 美季

上記の工事に関する制限付一般競争入札を実施する予定ですので、参加を希望する者は「制限付一般競争入札申込書」に必要書類を添付のうえ提出して下さい。

なお、当該入札は、提出された書類にもとづき参加資格の審査を行い、資格要件を満たす者を入札に参加させるものです。

1 対象工事

工事概要

工事名 認知症対応型共同生活介護（仮称）グループホームアローラⅢ
小規模多機能型居宅介護（仮称）セルンⅡ 新築工事

工事場所 堺市 北区 長曾根町 3065 番 4

工事内容 新築工事 鉄骨造 3階建 延面積=941.13 m²（予定）

工期 令和 8年 7月 21日 ～ 令和 9年 1月 25日まで

2 公募条件

次に掲げる全てに該当するものであること。

- (1) 建築一式工事について、建設業法第3条の規定による許可を有する者。
- (2) 堺市内に本店を有する堺市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録している業者については、令和8年度等級格付・発注標準表のA2等級以上の者、それ以外の者については、建設業法に基づく経営事項審査結果の対象工事に係る総合評定値が1010点以上の実績を有する者。
- (3) 特定建設業の許可を有する者で、監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用している者。

3 入札参加資格に関する事項

以下の要件すべてに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過した者を除く。）。
- (2) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を、当該工事の入札参加申請の申請期間の末日（以下「申請締切日」という。）から入札日までの間、受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。以下「入札参加除外」という。）を受けている者でないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (5) 当該工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している（有されている）者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている（出資を受けている）者でないこと。ただし、これに該当しない場合であっても、他の株主又は出資者より抜きん出ている者でないこと。
- (6) 代表権を有する役員が、当該工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (7) 当該工事に必要な建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「必要許可業種」という。）について、建設業法第 3 条に規定する特定建設業の許可（以下「特定建設業許可」という。）を有していること。
- (8) 建設工事にあつては、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書について、次の要件（以下「経審要件」という。）をすべて満たしていること。
 - ア 必要許可業種に係る建設業法第 27 条の 29 に規定する総合評定値（P）の通知（以下「経審」という。）を受けていること。
 - イ 入札日において有効な経審を受けていること。
 - ウ 契約締結時においても有効な経審を受けていること。
 - エ 公募条件に総合評定値（P）の点数による要件を設定している場合は、申請締切日において、その要件を満たす有効な経審を有していること。なお、当該経

審は、申請締切日以前に通知されたものでなければならない。

(9) 現場代理人及び技術者（以下「技術者等」という。）を適正に配置できること。

4 入札場所 堺市北区長曾根町 3065-1 今野ビル 2F NPO 法人理事長室

5 入札日時 令和 8 年 6 月 8 日（月） 午後 3 時 ～

6 予定価格、最低制限価格の公表について
事後公表とする。

7 入札に参加できない者

(1) 入札参加資格を満たさない者

(2) 資格認定の通知を受けた後、入札執行日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（税込）の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

9 契約に関する事項

前払金 有 ・ 無

中間金 有 ・ 無

補助金及び借入金入金後、残金一括払い

一括下請負は一切認めない

10 入札参加希望届申請書

(1) 申請書の配布場所及び提出先

堺市北区長曾根町 3065-1

特定非営利活動法人 NPO 堺市グループホームシステム研究機構

(2) 用紙の配布期間 令和 8 年 4 月 28 日（火）～ 令和 8 年 5 月 15 日（金）

（ただし、日曜、祝日を除く。）午前 9 時～午後 5 時

(3) 受付期間 同 上

11 問い合わせ先

特定非営利活動法人 NPO 堺市グループホームシステム研究機構

TEL (072) 240 - 3511

FAX (072) 240 - 3555